

コンプライアンス委員会規程

制定: 令和8年5月27日

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「当協会」という。)のコンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)の設置・組織・権限及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 設置

当協会は、コンプライアンスに関する監督・調査・勧告機関として、理事会から独立したコンプライアンス委員会を設置する。

第2章 委員会の構成

第3条 委員の構成

委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、その過半数は外部有識者でなければならない。

- 弁護士(外部有識者) 1名以上
- 学識経験者又はスポーツ・福祉分野の専門家(外部有識者) 1名以上
- 女性委員(外部有識者) 1名以上
- 当協会事務局代表 1名

弁護士委員は委員長を務め、委員会の公正な運営を確保する。

委員は、当協会の役員(理事・監事)を兼ねることができない。ただし、前項第4号の事務局代表を除く。

第4条 委員の任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

委員に欠員が生じた場合、速やかに後任を選任する。後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 委員の選任及び解任

委員の選任及び解任は、理事会の決議による。

委員の選任にあたっては、当協会との利益相反関係がないことを書面により確認する。委員が次の各号のいずれかに該当した場合は、理事会の決議によりその委員を解任することができる。

- 心身の故障により職務を行う上で支障があると認められるとき
- 委員としての職務に反する行為を行ったとき
- その他委員として不適切と認められる事由が生じたとき

第3章 委員会の権限

第6条 所掌事務

委員会は、次の事項を所掌する。

- － コンプライアンスに関する状況の監督及び助言
- － コンプライアンス違反に関する相談・通報の受理及び調査
- － 調査結果に基づく理事会への勧告
- － 懲罰規程に基づく調査及び処分審議への協力
- － コンプライアンス教育・研修に関する助言
- － その他コンプライアンスに関して必要な事項

第7条 調査権限

委員会は、コンプライアンス違反が疑われる事案について、当協会の役職員その他の構成員に対して報告・資料提出を求め、又は面談を実施することができる。

当協会の役職員その他の構成員は、委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

第8条 勧告権限

委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反が認定された場合又はそのおそれがある場合、理事会に対して必要な措置を勧告することができる。

理事会は、委員会の勧告を最大限尊重し、速やかに必要な対応を行うものとする。

第4章 委員会の運営

第9条 開催

委員会は、年1回以上の定期開催のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に臨時開催する。

- － コンプライアンス違反に関する通報・相談があったとき
- － 委員長が必要と認めたとき
- － 理事会から委員会への付託があったとき

第10条 定足数及び議決

委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。可否同数の場合は委員長が決する。

第11条 議事録

委員会の審議内容は議事録に記録し、委員長が署名した後、当協会事務局において保管する。

議事録は、原則として次回の委員会において承認を受ける。

委員会は、定期開催後速やかに審議概要を理事会に報告する。

第12条 守秘義務

委員は、委員会の審議内容及び調査過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は、委員の退任後においても同様とする。

第5章 雑則

第13条 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の決議による。

第14条 施行

この規程は、令和8年5月27日から施行する。

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
理事長 牛尾 洋人